

千代田区男女平等推進区民会議の役割と今後の予定

1 本会議の役割について

「千代田区男女平等推進区民会議設置要綱」(資料2-2)より抜粋

(設置)

第1条 千代田区がめざす多様性を認めあい、包摂する社会の実現に向けて、男女平等施策への提言や、「千代田区ジェンダー平等推進行動計画」の推進方策など、広く千代田区民(以下「区民」という。)、有識者等の意見を聞き、その成果を新行動計画の策定過程等に反映させるため、男女平等推進区民会議(以下「推進区民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進区民会議は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 「千代田区ジェンダー平等推進行動計画」の実施推進に関すること。

(2) 新行動計画の策定に向けた、男女平等施策への提言・検討

(3) その他、千代田区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、概ね2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

2 委員は、千代田区女性活躍推進協議会(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項の規定に基づき組織する協議会をいう。)の構成員を兼ねるものとする。

2 今後の予定

		日程	議題
R6	第1回	8月30日(金)	①第6次計画の進捗報告 ②ジェンダー平等の「見える化」資料の確認
	第2回	2月頃	①第7次計画策定に向けた区民・企業向け意識調査の概要の確認 ②ジェンダー平等の「見える化」資料の確認
R7	第1回	5月頃	①第6次計画の進捗報告 ②意識調査の調査票の確認
	第2回	～11月頃	①意識調査結果の報告 ②第6次計画の課題の整理 ③第7次計画に向けた提言の構成の確認
	第3回	～3月頃	提言内容の確認

※1 令和8年度に委員改選を行い、令和9年3月までに第7次計画を策定します。

※2 会議の日程は、必要に応じて変更・追加になる可能性があります。